

現行法の前文は「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学術と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」とその根本理念

消える平和

石破政権が国会に提出した法案は趣旨もなく「日本学術会議法」と命名されています。しかしその中身は、現在の学術会議法とは完全に異なるものです。法案の付則28条には「日本学術会議法」(1948年)を「廃止する」と明記。文字通り現在の学術会議を廃止すると言っています。

「国の特別の機関」である学術会議を「法人とする」とし、前文削除と一体に国の機関として政府に科学的助言を与えるという地位を否定して

を明記しています。政府案はこれを全面削除。文化、平和の文字が消えました。現行3条の「日本学術会議は、独立して職務を行う」という規定も消失。政治権力からの独立が奪われます。職務が「業務」に変わり、内閣総理大臣が任命する「監事」や内閣府に置かれる「評議委員会」からの監督を受ける中の「自主性・自律性」への「配慮」に切り替わっています。

学術会議 解体法案の狙い



日本学術会議(東京都港区)

石破政権は日本学術会議を解体する法案の審議入りを18日に狙っています。日本学術会議は14、15日に総会を開き、法案への対応も議論しますが、政府からの圧力も強まり事態は緊迫しています。問題は、学者の世界にとまらず、市民の自由と平和の前途にも重大な関連を持っている。法案の危険性、内容とその背景、経過について考えます。

歴史・役割 黒塗りに

第19回国学術会議総会(2024年12月11日、東京都港区)



います。会員選考の方式も、総会決議によるとする一方で、会員候補の選定委員会の選考に閣員以外からなる「選定助言委員会」が介入。候補者選定委員会は大学や研究機関のほか「経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求める」など「幅広い

また6年ごとの半数改選を前提に、発足3年後(29年)の新会員候補の推薦も、発足時の選考委員会が実質的に行う仕組みに。すなわち、発足時と発足3年後の会員選考では自己選考方式が排除され、現在の学術会議との連続性を排除、遮断する仕組みとなっています。

連続性排除

候補者を得るために必要な措置を講じる」とされます。コ・オプレーションという「会員による自己選考方式」が要質します。さらに驚くべきことが。新組織の来年(2026年)の発足を急ぎ、発足時および発足3年後の会員の選考方式を特別に規定。「候補者選考委員会」が設けられ、大学、研究機関のほか経済団体等の推薦を得つつ候補者を選考するものとされ、現在の会員は発足時の会員の推薦をできません。

11日の国会内での集会で広渡清元学術会議会長は「今の学術会議会員は次の学術会議会員を遺すことに絶対に関与させないものだ。現在の学術会議と新法人を完全に断絶させる」と指摘。まさに日本学術会議の歴史、役割、実績を黒く塗りつぶすものです。広渡氏は「本心に私たちが頑張らないと、この動きを止めることはできない」と述べました。(2面につづく)

自由の侵害 学問から

学術会議 解体法案の狙い

1面のつづき

日本学術会議は、科学者のコミュニティとして「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」(会議法3条)とし「国の機関」でありながら「独立して」その職務を行ってきた。

学術会議の解体の動きに対し、栗田碩子学術会議前会長・千葉大学教授は学問の自由の観点から厳しく批判します。「学問の自由は、個人にとつての自

由であると同時に、それを社会的・制度的に担保していくことが必要な自由です。戦前の天皇機関説事件(別項)や滝川事件(同)などの歴史を見ても、学問の自由は、個人の力だけでは絶対に守れない」と指摘。日本

国憲法で保障された「学問の自由」を守るための制度的裏付けとして二つの柱があり、一つは大学の自治、もう一つが学術会議の存在で、科学者コミュニティが権力から独立してものを言える仕組みだといっています。

真理の探究

「大学の自治が形骸化され、さらに科学者コミュニティの代表である学術会議まで解体、政府に隷属させられてしまえば、いくら『個人が何を研究しても自由だ』と言われても、社会的に意味ある形で発信していく場所はなくなってしまう」と栗田氏は述べます。さらに「学問の自由とは、真理を探究し、科学的真理以外のいかなる権威も認めないもので、政治権力や経済的な力に対しても同方向の

天皇機関説事件 1935年に、美濃部達吉東大名誉教授の「天皇は国の最高機関」とした説が、「国体」に反し

不敬であるとして攻撃を受け、排撃された事件。美濃部氏は貴族院議員を辞職し、右翼に攻撃されました。

日本学術会議法を廃止する発言が相次いだ学術会議・研究者の院内集会11日、衆議院第1議員会館



力、勇気と確信を人間に与えるものです。真理探究の営みをねじ伏せようとする動きに対抗するシステムがどうしても必要なのです」と強調します。

滝川事件 1933年に起こった弾圧事件。自由主義的な学術の滝川幸辰(ゆきとし)京都帝国大学法学部教授を、危険思想の持ち主として文部大臣が休職を要求し、最終的には免官となりました。

歴史は、学問の自由が侵害されたのちに、表現の自由、思想信条の自由など、市民社会の精神的自由の全体が侵害されることを教えています。

元朝日新聞論説委員で日本ジャーナリスト会議代表委員の藤森研さんは民主主義の観点から、学術会議解体の動きを批判します。

政権が介入

「内閣法制局、日銀、検察庁そして学術会議など、政治権力の中に国家機関として独立性を持った機関がビルトイン(組み込まれている)されていることが非常に重要です。政治的立場や物事を考える視点がそれぞれ違う機関をもって国家機関を形成するのが民主主義の知恵です。政治権力内でも、独立性のある機関が権力内ではいろいろな相互チェックを行う。権力の分立が反射的に市民の自由を担保するのです」

ところが第2次安倍政権以降、内閣法制局、日銀、NHK経営委員などの人事に政権が介入して自分の言いなりにする動きが続いてきました。検察庁法の改定にも踏み込み、権力犯罪の摘発をコントロールしようとしたが、激しい世論の批判でとん挫しました。

藤森氏は「今度の学術会議の改革の動きもそうした流れのうえにあるもの。私たちが平和と民主主義のために大切にすべきたものがまた削られようとしている」と指摘。「みんな、よってたかって止めなければなりません」と語ります。

問題の発端は2020年10月の菅義偉首相による6人の候補に対する違法な任命拒否です。その理由・根拠は明らかにされないまま、組織解体の動きが強まる異常な流れです。任命拒否は、安倍政権によって計画されたものであることが明確になってきました。(つづく)

